

2023年5月15日

各 位

会 社 名 南海化学株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 菅野 秀夫
(コード番号：4040 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役常務執行役員業務本部長 室井 真澄
(TEL. 06-6532-5590)

当社の取締役等に対する業績連動型株式報酬制度 「役員向け株式給付信託（R S 交付型）」の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役、監査等委員及び国内非居住者を除きます。以下も同様とします。）及び当社と委任契約を締結している執行役員（国内非居住者を除きます。以下も同様とし、当社の取締役と併せて「取締役等」といいます。）を対象とした新たな業績連動型株式報酬制度「役員向け株式給付信託（R S 交付型）」（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を2023年6月28日開催予定の第72回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

当社は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めること及び取締役等の在任中に株式を交付し、退任までの譲渡制限を付すことで、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、本制度を導入いたします。

なお、当社は、2019年6月27日開催の第68回定時株主総会において、当社の取締役及び監査役に対するストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を取締役（社外取締役を除く。）については年額100百万円以内として、監査役（社外監査役を除く。）については年額15百万円以内とする旨及び当該新株予約権の具体的な内容についてご承認いただき今日に至っておりますが、本総会において本制度に関する議案をご承認いただくことを条件として、上記ストック・オプション報酬枠を廃止し、今後、対象となる役員に対する新たな新株予約権の割当は行わないことといたします。ただし、既に対象となる役員に付与した新株予約権は今後も存続します。

(2) 本制度の導入条件

本制度の導入は、本総会において、本制度導入に伴う報酬等の額及び内容の決定に係る承認を得ることを条件とします。

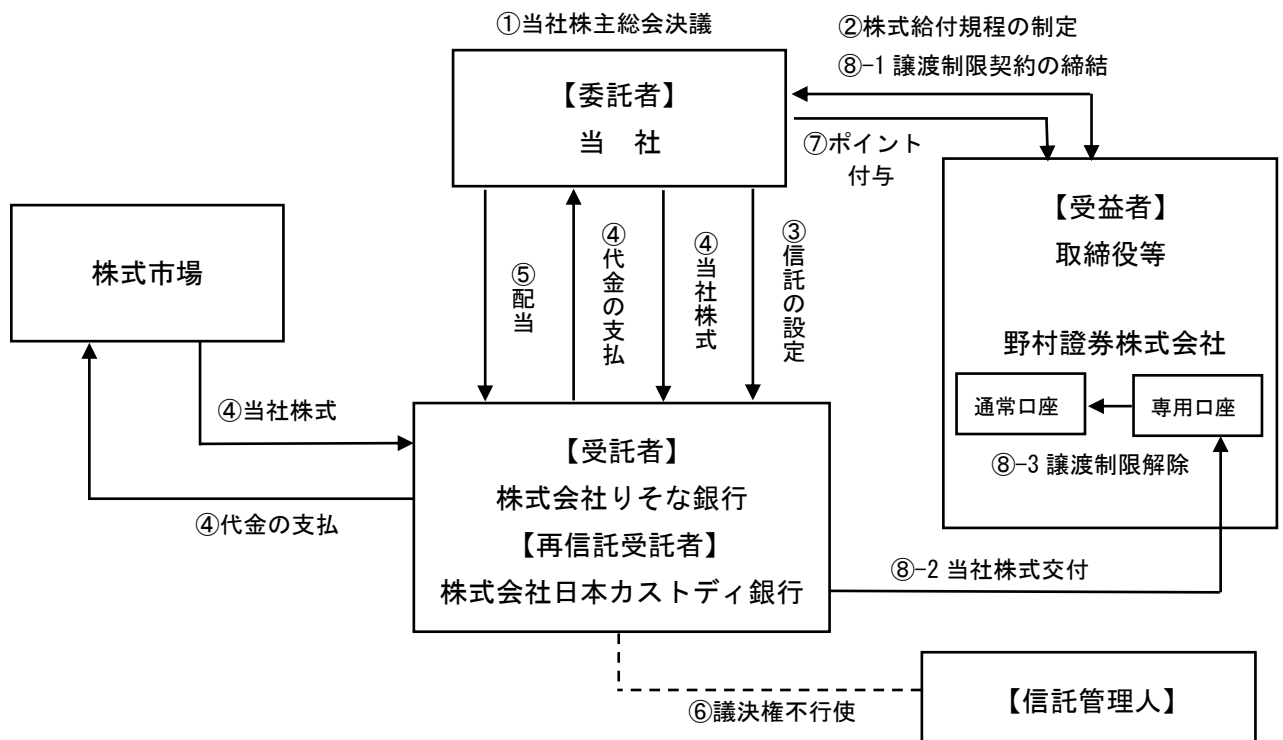
2. 本制度に係る報酬等の額及び内容

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役等の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といい、本信託の設定のため、株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規程（以下「株式給付規程」といいます。）に基づいて、取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式（以下「当社株式」といいます。）を、本信託を通じて、取締役等に交付する株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として毎事業年度における一定の時期とし、取締役等が在任中に当社株式の交付を受ける場合は、交付前に当社と取締役等との間で譲渡制限契約を締結の上、退任時までの譲渡制限を付すこととします（詳細については下記（8）のとおりとします。）。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本総会において、本制度の導入に係る取締役等の報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本制度に基づく当社株式の交付に係る株式給付規程を制定します。

- ③ 当社は、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、本制度の対象者を受益者候補とする信託（本信託）を設定します。なお、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加拠出することができるものとします。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式の処分）又は株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、ほかの当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式に係る議決権については、経営への中立性を確保するため信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
- ⑦ 取締役等に対しては、信託期間中、上記②の株式給付規程に基づき、役位及び業績達成度に応じて、事業年度毎にポイントが付与されます。
- ⑧ 株式給付規程に定める一定の受益者要件（譲渡制限契約の締結も含む。）を満たした取締役等に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を交付します。なお、交付される当社株式については、原則、当社と取締役等との間で、交付日から取締役等の退任日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結し、野村証券株式会社に開設した専用口座で管理します。当社は、取締役等の退任時に、交付した当社株式の譲渡制限を解除します（譲渡制限が解除されなかった当社株式については、当社が無償で取得します。）。

(2) 本制度の対象者

取締役等とします。

(3) 本制度の対象期間

2024年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下「当初対象期間」といいます。）及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度（取締役会で別途の期間を決議した場合には当該期間）ごとの期間（以下、当初対象期間と併せてそれぞれの期間を「対象期間」といいます。）とします。

(4) 信託期間

2023年11月（予定）から本信託が終了するまでとします（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。）

なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものとします。

(5) 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限額

本総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、当初対象期間に対応する本制度に基づく取締役等への当社株式の交付を行うための当社株式の取得資金として、1事業年度あたり50百万円（うち、取締役分として40百万円）に対象期間に含まれる事業年度の数に乗じた金額（当初対象期間である5事業年度については250百万円（うち、取締役分として200百万円。）を上限とする金員を本信託に拠出いたします（注）。

なお、当社は、当初対象期間中、当初の拠出金額を含む拠出金額の合計が上記の金額となる範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は対象期間ごとに、上記の金額を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数（ポイントについては、下記（8）参照）に相当する当社株式で取締役等に対する株式の交付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、併せて「残存株式等」といいます。）があるときは、当該残存株式等の額と追加拠出される信託金の合計額は、上記の上限額の範囲内とします。

(注)当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合せた金額となります。

(6) 取締役等に交付する当社株式の算定方法及び上限

当社は、取締役等に対し、各事業年度に関して、株式給付規程に基づき役位及び業績達成度に応じて算出されたポイントを付与します。当初対象期間中に付与するポイント数は、1事業年度あたり20,000ポイント（うち、取締役分として16,000ポイント）に対象期間に含まれる事業年度の数に乗じたポイント数（当初対象期間である5事業年度については、100,000ポイント（うち、取締役分として80,000ポイント））を上限とします。また、当初対象期間経過後の各対象期間についても、上記のポイント数を上限とします。

なお、付与されたポイントは、取締役等に対する株式交付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます（1ポイント未満の端数は切り捨てることとします。）。ただし、本総会において本制度をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、当社は、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

(7) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記(5)の本信託へ拠出する金銭の額の上限及び(6)の取締役等に交付する株式（ポイント）の数の上限の範囲以内で、株式市場又は当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。取得方法の詳細については、本総会後に改めて当社にて決定し、開示いたします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、100,000株（うち、取締役分として80,000株）を上限として取得するものとします。また、当初対象期間経過後の各対象期間についても、上記の株式数を上限として取得するものとします。

(8) 取締役等に対する当社株式の交付

原則として、各事業年度の業績確定後、下記3.の譲渡制限契約の締結を含めた株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合には、株式給付規程に定める受益者確定手続きを行うことにより、付与されたポイント数に応じた当社株式を交付します。

ただし、株式交付までに退任を予定している場合等については、譲渡制限契約の締結を受益者要件に含めないこととし、受益者確定手続きを行うことにより、付与されたポイント数に応じた当社株式を交付します。なお、この場合、一定割合については、納税

資金確保の観点から、当社株式の交付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。また、取締役等が死亡した場合や海外赴任等により国内非居住者となることが決定した場合等についても、譲渡制限契約は締結せず、付与されたポイント数に応じた当社株式の時価相当額の金銭を給付します。いずれの場合においても、金銭の給付を行うため、本信託内で当社株式を売却する場合があります。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち、上記(8)により取締役等に交付される前の当社株式）に係る議決権については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、一律に行使しないこととします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る信託報酬等に充当されます。

(11) 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却する、又は取締役等と利害関係のない公益法人に寄付することを予定しています。また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する取締役等に対し、各々のポイントの数に応じて、按分して給付する、又は取締役等と利害関係のない公益法人に寄付することを予定しています。

(12) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、本信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

3. 取締役等に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

取締役等が在任中に当社株式の交付を受ける場合は、当社株式の交付に先立ち、当社と取締役等との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします。）。

ただし、株式交付時において、株式給付規程に定める一定要件を満たす場合においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を交付することがあります（詳細は、上記の2. (8) をご参照ください。）。

- ① 取締役等は、本制度により交付を受けた当社株式につき、その交付を受けた日から当社の取締役及び取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任（死亡による退任を含む。以下同じ。）する日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと

- ② 譲渡制限期間中、取締役等が任期満了その他の正当な事由により、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任した場合には、退任時点において取締役等が保有する当該株式について退任の直後の時点で譲渡制限を解除すること
- ③ 一定の事由が生じた場合には当社が当該株式を無償で取得すること
- ④ 譲渡制限期間中、当社が消滅会社となる合併契約その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会又は取締役会で承認された場合には、当社の取締役会決議により、当該承認の日の前営業日の直前時をもって、取締役等が保有する当該株式の譲渡制限を解除することがあること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

【本信託の概要】

- ① 名称 : 役員向け株式給付信託（R S 交付型）
- ② 委託者 : 当社
- ③ 受託者 : 株式会社りそな銀行
株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
- ④ 受益者 : 取締役等のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人 : 当社と利害関係を有しない第三者
- ⑥ 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日 : 2023年11月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日 : 2023年11月（予定）
- ⑨ 信託の期間 : 2023年11月（予定）から本信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。)

以上